

案内

農業委員会委員選挙人名簿登録申請方法が異なります

農業委員会委員の選挙は、一般選挙と同じ公職選挙法で実施します。選挙権を得るには1月1日を基準に市内に住所を有する20歳以上の人で、登録要件(10a以上の農地を有し、年間60日以上耕作に従事)により認定します。

今年度より登録申請書は、農地要件を満たすと思われる世帯に郵送しますので、農業従事者全員の名前、耕作面積を確認し、耕作従事日数等を記入し返送してください。なお、申請書は12月下旬に送付予定です。詳しくは、左記へ問合せください。

問 農業委員会事務局(内線73142)

情報コーナー

製造事業所の皆さんへ
統計調査にご協力ください

平成18年工業統計調査を12月31日現在で行います。調査実施のため、12月から来年1月にかけて調査員がお伺いします。

なお、調査票に記入していただいた内容については、統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確な記入をお願いします。

問 情報政策課(内線565)

市民農園の利用者を募集します

いこいの家はなさか脇橋爪に新たに市民農園がオープンします。見晴らしの良い農園で、ゆったり農作業を試みませんか。

開園▼平成19年4月

設備▼休憩所、トイレ、駐車場、広場、水道、農具(常設)

区画数▼84区画(1区画30㎡)

対象者▼原則として市内にお住まいで、農業を営んでいな

い人

使用料▼年間1万円/1区画

募集期間▼平成19年1月11日

①〜1月31日②まで

※なお、申込みが定員を超えた場合は、抽選となります。

問 農村整備課(内線532)



「はなさか」からの眺め

身近な「怒り」の川柳コンクール2006の作品を募集しています

作品▼川柳(未発表、自作に限ります。五七五で季語はこだわりません。)

テーマ▼「身近な怒り」…公共の正義や道理に外れたこと

への正しい怒り、身の回りの人や出来事に対するちよっと

した怒り、明るい怒りを川柳にしてください。

応募方法▼指定の「怒りの絵馬」を郵便ポストに投函してください。絵馬の購入方法等、詳細は実行委員会に問合せください。(絵馬への記入は油性ペンを使用してください。)

絵馬代▼「1枚切手なし」300円(税込み)、「1枚切手あり」400円(税込み)、「2枚セット」(1枚切手あり)600円

賞品▼大賞1句(現金10万円)と赤穂特産品5千円相当)、優秀賞3句(現金5万円と赤穂特産品5千円相当)、佳作43句(赤穂特産品5千円相当)

応募期限▼平成19年1月31日

②(当日消印有効)

問 078-0239 兵庫

県赤穂市加里屋68-9 赤穂

商工会議所内 身近な「怒り」の川柳コンクール実行委員会

0791-432727

http://www.ako-waiz.com/senryu/

※赤穂市は笠間市の姉妹都市です。

古布をパキスタンへ

古布回収は、笠間市ボランティア連絡協議会の協力を得て、市主催で実施しています。今後、パキスタンの子どもたちを支援するため、定期的に古布回収を実施しますので、皆さんもご協力ください。

古布回収結果(10/19)

回収古布/5,590kg

送付古布/2,830kg

問 笠間支所生活課(内線72120)



笠間支所での古布仕分け風景

問は申込み先、
問は問合せ先です。

年末年始の市役所等の休日案内

施設名	休みの日
市役所・図書館・市立病院・保健センター	12月29日(金)～1月3日(水)
公民館・総合公園管理棟・海洋センター	12月28日(木)～1月4日(木)
市民体育館・武道館(笠間地区)	12月28日(木)～1月5日(金)
広域斎場やすらぎの森	1月 1日(月)～1月4日(木) ※4日は友引のため
福祉バス「そよかぜ」	12月30日(土)～1月3日(水)
いこいの家「はなさか」	12月29日(金)～1月4日(木)
ゆかいふれあいセンター	12月27日(水)～1月4日(木)

※市役所休庁期間中、死亡届の受付、埋火葬許可申請書の受付・許可証の交付、婚姻届・出生届などの受領は本所・支所の日直が行います。

《ごみの収集・直接搬入の休日》

エコフロンティアかさま／笠間地区居住者	休みの日
一般家庭ごみの収集およびごみの直接搬入	12月31日(日)～1月3日(水)
環境センター／友部・岩間地区居住者	休みの日
一般家庭ごみの収集	12月29日(金)～1月3日(水)
ごみの直接搬入	12月30日(土)～1月3日(水)

※毎年、年末は大変混雑しますので、直接ごみを搬入する場合は、できるだけ早めに搬入してください。環境センターには、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源物に分けて搬入をお願いします。

☎ 環境保全課(内線127)

市税は暮らしを支える大切な財源

～ 税の納付は期限内に～

市税は福祉や教育、まちづくりなど、市民のみなさんの暮らしを支える大切な財源です。

市ではこの財源を確保するとともに、期限内に納税された人との公平性を保つため、滞納税額の収入確保に全力を挙げて取り組んでいます。

◆徴収強化に取り組んでいます

市では合併に伴い納税課を設置し、滞納の案件に集中して取り組む等市税の徴収率向上と滞納整理に努め、滞納者に対しては厳正に対処します。

〔期限内に納付しない場合〕

①督促状を送付 ②電話や文書による催告 ③職員、徴収嘱託員が必要に応じ滞納者宅を訪問し、納税相談と徴収

◆未納のまま放置すると…

〔納付意思がない場合やご相談がない場合〕

財産調査を実施し、不動産、給与、預貯金などの財産差し押えを行い、滞納している市税に充当します。

◆納税に困ったら必ずご相談を！

病気や失業など、やむを得ない事情がある人については、分割の納付方法や納税を一定期間猶予する制度があります。

☎ 納税課(内線118)

12月の納税

- 固定資産税 (第3期)
- 国民健康保険税 (第7期)
- 介護保険料 (第5期)

納付期限は
12月25日(月)

テレホンサービス (☎0296-77-9711)

12月13～23日/健康情報「おなかの周囲だけで決めないで」

12月24日～1月3日/民話「因幡の白うさぎ」

1月4～13日/北山の四季「新春の道々」

おわびと訂正

広報かさま11月号の財政状況(P.2)で誤りがありました。市債状況で、市立病院の金額が1,185万5千円とありましたが、正しくは、1億1,855万円でした。おわびして訂正します。

ご存知ですか 検察審査会

交通事故等の犯罪の被害にあったが、「検察官が事件を起訴してくれない」、このような不満をお持ちの方は、検察審査会へ相談ください。

☎ 水戸検察審査会事務局
☎029-224-0011